

天王寺区 子育てスタート応援事業業務委託 仕様書

1 業務委託名

天王寺区 子育てスタート応援事業業務委託 長期継続

2 目的

天王寺区内で出生した子どもを持つ家庭（天王寺区に住民票を有する 3 か月児健康診査受診者を持つ家庭）を対象に、子どもの体験・教育等の機会を提供するサービス、子どもを預かるサービス、養育者を支援するサービス、任意予防接種に利用できる「子育てスタート応援券」を交付し、子育て世帯を支援するとともに、子育て支援サービスを提供する民間事業者等の活動促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日

4 事業内容

- (1) 対 象 者：平成 26 年 4 月 1 日以降に誕生し、天王寺区に住民票を有する 3 カ月健診受診者を持つ家庭（里帰り出産等により区外で健診を受診された方も対象）
- (2) 対象人数：区内出生見込数 720 名（平成 26 年度：420 名に交付）
- (3) 交付金額：1 万円分（500 円×20 枚）の応援券を対象者からの申請に基づき順次発送（但し、交付は 1 回限りとする）
- (4) 有効期間：交付を受けた時から 2 歳の誕生日まで
- (5) 実施スケジュール：平成 26 年 4 月 公募型プロポーザル
5 月 事業者決定、サービス提供事業者の募集
7 月 応援券配布準備（応援券印刷、ガイドブック作成など）
9 月 応援券交付、利用開始
- (6) サービスの種類：図 1 のとおり
- (7) 事業の仕組み：図 2 のとおり

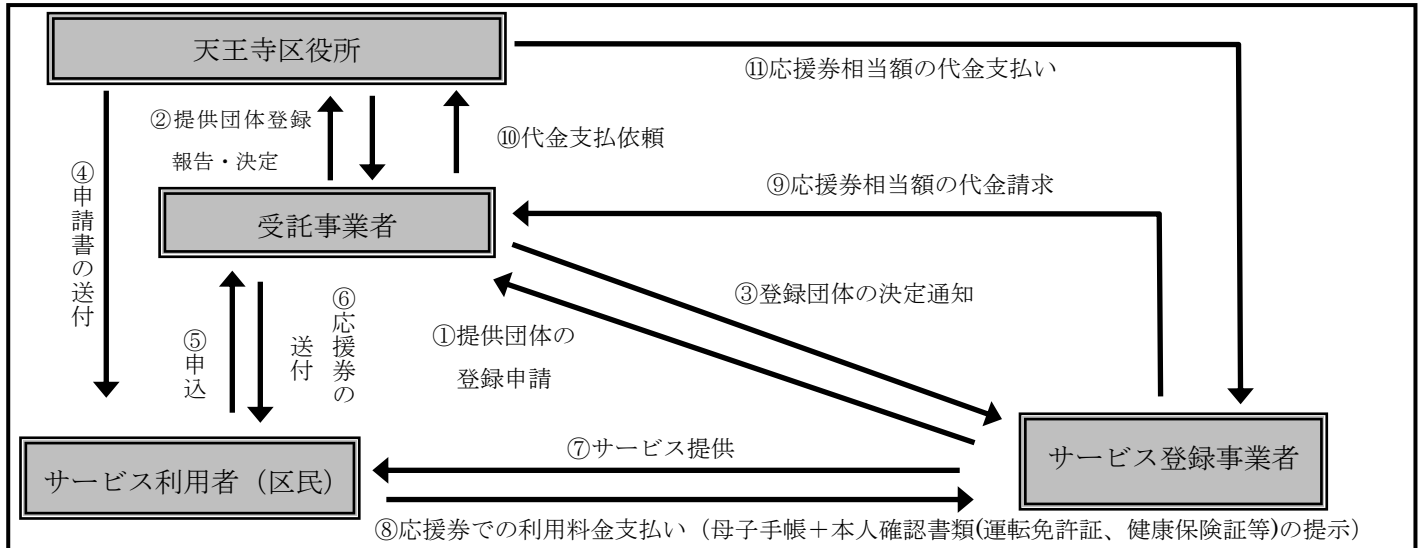
(図 1) サービスの種類

サービスの種類	主なサービス	備 考
子どもの体験・教育等の機会を提供するサービス (区内に限定)	・親子参加型講座 (英語教室、音楽教室、リトミック、親子プール等)	但し、本市から委託料、補助金を支出している公的サービスを除く
子どもを預かるサービス (区内に限定)	・一時保育、病後児保育等の保育サービス ・託児サービス	
養育者を支援するサービス (区内に限定)	・産後の育児・家事支援 ・助産師によるベビーマッサージ 等	
任意予防接種 (大阪府下)	・インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘	区役所での償還払いで利用者に支払う

※詳細は、別添の「登録事業者・サービス内容の認定に関する基準」を参照すること。

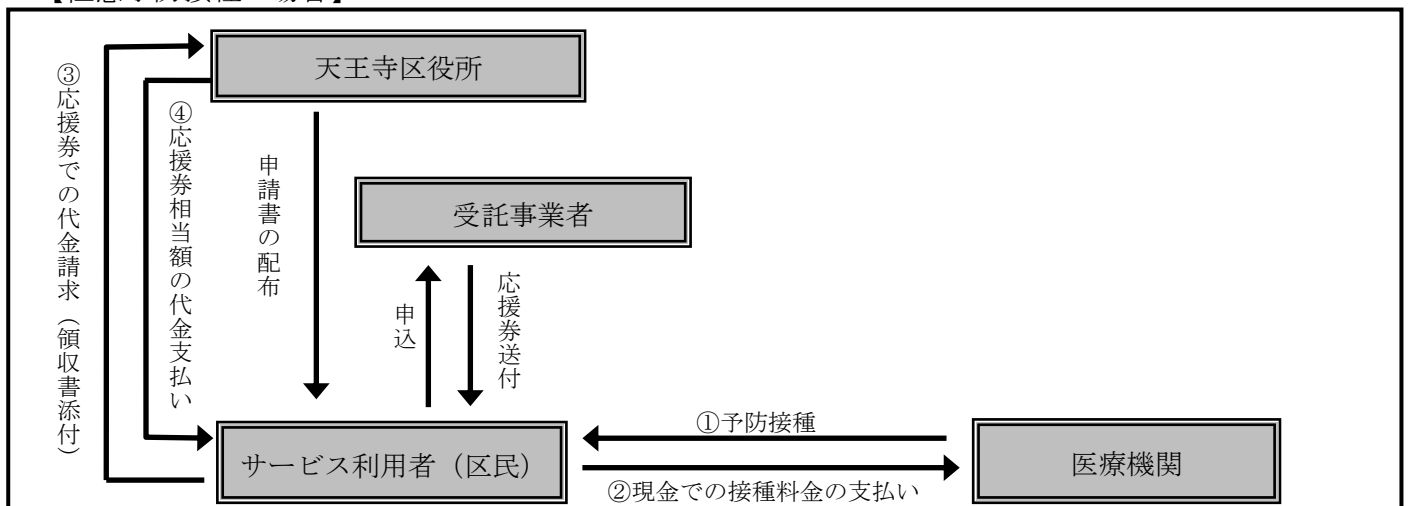
(図2) 事業の仕組み

【民間事業者が提供するサービスの場合】



- ① 受託事業者は、サービス登録事業者（以下、登録事業者という）を募集し、登録申請を受ける。
- ② 受託事業者は、区に登録事業者の報告を行い、登録決定を受ける。
- ③ 受託事業者は、登録事業者にサービス登録の決定通知を送付する。
- ④ 区は、サービス利用者（以下、利用者という）に対して、3か月児健康診査の案内送付の際に、申請書を同封する。
- ⑤ 利用者は、受託事業者に応援券の利用申請を行う。
- ⑥ 受託事業者は、利用者に対して応援券を送付する。
- ⑦ ⑧登録提供事業者は、利用者に対してサービスを提供し、利用者は応援券で利用料金の全部または一部を支払う。
- ⑨登録事業者は、受託事業者に対して、応援券相当額の代金を請求する。
- ⑩ 受託事業者は、区に対し代金の支払い依頼を行う。
- ⑪ 区は、登録事業者に対して、応援券相当額の代金を支払う。

【任意予防接種の場合】



- ① ②医療機関は予防接種を行い、利用者は接種料金を支払う。
- ③ 利用者は、区に対して応援券で代金の全部または一部を領収書添付のうえで請求する。
- ④ 区は、利用者に対して応援券相当額の代金を支払う。

5 業務内容

(1) サービス登録事業者（以下、登録事業者という）関係業務

①登録事業者の確保

- ・子どもの体験・教育等の機会を提供するサービス、子どもを預かるサービス、養育者を支援するサービスの登録事業者を募集ポスター・ちらし等を作成のうえ広く募集すること。なお、募集にあたっては、区の広報媒体（広報紙、広報掲示板、ホームページなど）を活用することができるものとする。
- ・登録事業者の募集は、事業実施期間中、継続して行うこと。

②登録事業者への登録申請書の作成及び送付

- ・事業者がサービス登録をするための申請書を作成し、サービス提供を希望する事業者に送付すること。

③登録事業者からの登録申請書の受付、サービス提供内容の確認及び決定通知書の送付

- ・登録事業者の登録申請の受付を行い、サービス内容を区の審査基準に合致しているか十分に把握したうえで、リストを作成して区に報告し、区の決定後に、登録事業者に対して決定通知書を送付すること。
- ・事業者登録の取消の必要があるときは、区の決定後に、登録事業者に登録取消通知書を送付すること。
- ・登録事業者が、登録事項を変更、登録抹消を希望する場合は、届け出を受付し、区に報告すること。

④登録事業者向けステッカーの作成及び送付

- ・利用者が子育て応援券を利用できる事業者であることを示す登録事業者向けステッカーを作成し、決定通知書とともに送付すること。

⑤登録事業者向けガイドブックの作成・送付

- ・登録事業者向けのガイドブックを作成のうえ、決定通知書とともに送付すること。
- ・ガイドブックには、天王寺区子育てスタート応援券の概要、事業者登録やサービス内容など登録の事務手続き、精算事務等の内容を、図やイラスト等を加えわかりやすく示すこと。

(2) サービス利用者（以下、利用者という）関係業務

①交付申請書（以下、申請書という）の作成

- ・利用者向けの応援券の申込案内及び申請書を作成し、区が指定する期日までに、区に納品すること。
- ・申込案内及び申請書は区役所が3か月児健康診査の案内封筒（11cm×22cm）に同封することとしており、利用者が送料負担なく受託事業者に返信する返信はがきの形態とすること。なお、個人情報保護に配慮した体裁とすること。

②申請書の回収・受付業務

- ・利用者の申請書を回収、受付し、受け取った申請書の署名欄その他の確認を行ったうえで、区が指定する期日までに、申請書の受付状況をデータ管理のうえ、当該データを区に提出すること。
- ・申請書の受付は、私書箱を活用するなど、随時受付とすること。なお、申請書に軽微な誤りがあった場合、申請者に訂正の働きかけを行うこと。
- ・利用者が申請した事項に変更が生じた場合は、利用者から交付申請内容異動届を受付し、データの修正を行うこと。

③申請書の保管

- ・受付業務を終えた申請書は、セキュリティーに配慮された場所で保管し、区が指定する期日までに提出すること。

④応援券の作成及び保管

- ・本事業で使用する応援券（デザイン含む）を作成すること。応援券は、1枚の利用金額500円、1冊20枚（10,000円）を製本の形態とする。
バーコードなどその他の応援券の方式は問わないが、利用者及び登録事業者の利便性を考慮すること。
- ・応援券には、こどもと保護者の署名、生年月日を記入できる欄を設けるなど、利用者確認ができるような形態とすること。
- ・作成する応援券には、適正な偽造防止策を講じること。
- ・作成した応援券は、セキュリティーに配慮した場所で保管すること。

⑤応援券及び交付決定通知書等の発送

- ・区の決定により、申請者に交付決定通知書または不交付決定通知書を送付すること。
- ・交付決定通知書とともに配達記録が残る方法で、子育て応援券等を発送すること。この過程において、応援券の発送状況をデータ管理のうえ、当該データを区に提出すること。

⑥応援券の返還

- ・交付申請の内容に偽りがあるなど不正があった場合は、区の決定後に取消通知書を送付し、応援券の返還を受けること。
- ・対象児童が天王寺区外に転出した場合など、サービス利用者の要件を喪失した場合は、応援券の返還を受けること。

⑦利用者向けガイドブック作成及び天王寺区スタート応援事業ホームページの作成、運用

- ・登録事業者のサービス内容や区や地域が提供する子育て支援情報を盛り込んだ利用者向けガイドブックを作成し、利用者に交付決定通知書及び応援券と同封のうで送付すること。
- ・利用者向けガイドブックには広告を掲載することができるものとする。広告を掲載する場合は、広告サイズや広告位置などの詳細を企画提案書類により明示すること。
- ・広告については、区の発信する情報との差異が利用者に明確に分かるよう、広告を掲載するページまたは部分に「広告」かつ「広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します」と表記すること。
- ・広告掲載にあたっては、大阪市天王寺区広告媒体への広告掲載要領及び大阪市広告掲載要綱に基づき大阪市天王寺区役所広告審査委員会で審査を行い、掲載の可否を決定するものとする（審査の決定には2週間程度期間を要する。ただし、広告件数が10件を超えた場合審査期間は一定の期間を要する）。
- ・広告主との調整は受託者が行うものとする。
- ・広告料収入は受託者のものとするが、見積額の算定にあつては広告料収入見込額を反映することとただし、広告料が見込み額を超えた場合には、その超えた額の半分以上を委託料から差し引くこと。
- ・利用者向けの天王寺区スタート応援事業に関するホームページを作成し、運用すること。
なお、登録事業者の登録内容やサービス内容に変更があった場合には、随時更新すること。

⑧応援券の利用促進

- ・利用者への応援券の交付後に、応援券の利用率を向上させる取組を行うこと。

(3) 応援券の回収、集計及び精算

- ・使用済みの応援券を各提供事業者より確実な方法で回収し、券番号の読取り・消し込みを行い、回収した応援券のチェックを行うこと。
- ・応援券の利用状況を把握できる回収シートを作成し、毎月登録事業者ごとの使用金額等が記載された明細書及び登録事業者からの請求書を区に提出し、区に対して登録事業者への振込依頼を行うこと。

- ・予防接種の代金請求で区に提出された応援券について、区から回収し保管すること。
- ・回収した応援券は、セキュリティーに配慮された場所で保管し、区が指定する期日までに提出すること。
- ・受託事業者は、区と協議のうえ、利用者及び登録事業者による不正利用防止策を定めること。

(4) 事業評価・分析業務

① アンケートの作成、配布、回収、集計、報告書の作成

- ・応援券利用者及び登録事業者を対象に、アンケート用紙の作成、配布、回収及び集計を実施し、報告書を提出すること。

② データの納品及び報告書の作成

- ・登録事業者ごとに読み取ったデータ(任意予防接種も含む)は、区に納品するとともに、登録事業者ごとに使用者属性を分析し、毎月報告書を作成、区に提出すること。また年度ごとに年度報告書を提出すること。どのサービスがどのくらい利用されたか分析し、区に報告すること。

(5) 留意点

- ① 本業務で取り扱う個人情報に関しては、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、契約書の各条項を遵守し、特に適正な管理に努めること。万が一事故があった場合には、直ちに当区役所担当者に報告すること。
- ② 成果物に係る使用权及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条まで規定する権利をいう)は、当区に帰属するものとする。
- ③ 迅速かつ正確な事務処理、厳格なデータ管理がされること。

6 特記事項

次の特記事項を順守のうえ、事業を実施すること。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等は、再委託することはできない。
- (2) 個人情報等の保護に関する特記仕様書(別紙1)
- (3) 暴力団の排除及び不適正な契約事案の再発防止対策に関する特記仕様書(別紙2)
- (4) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例についての特記仕様書(別紙3)
- (5) 車両使用に係る特記仕様書(別紙4)

7 支払い方法

- ・事業実施の実績に相応する委託料の範囲内で区役所の担当者が履行確認した上で、受託者の請求により支払うものとする。

8 その他

- ・契約後、仕様書に疑義が生じたときは、区役所と受託者の協議によるものとする。

個人情報等の保護に関する特記仕様書

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

- 第 1 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）の趣旨を踏まえ、本書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等の管理義務)

- 第 2 条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。
- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第 1 項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第 1 項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。

(秘密の保持)

- 第 3 条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、業務を行う上で得られた設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(目的外使用の禁止)

- 第 4 条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

- 第 5 条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

- 第 6 条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から書面による同意を得た場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第 2 条を準用する。

（事故等の報告義務）

第7条 受注者の管理する個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかにその事故発生の原因の如何に関わらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

2 第1項の事故により、以降の事務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

（個人情報等の保護状況の検査の実施）

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

（事実の公表）

第9条 発注者は、受注者が保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに、発注者の天王寺区役所企画総務課（連絡先：06-6774-9625）に報告しなければならない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例についての特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 大阪市天王寺区役所（以下「発注者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）および受注者の職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（天王寺区役所企画総務課）へ報告しなければならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（天王寺区役所企画総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

車両使用に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車（乗用車、軽自動車を除く）は車種規制適合車等でなければならない。

「車種規制適合車等」とは大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の 14 第 9 項に定める自動車であり、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合している自動車及び経過措置対象車をいう。

- 2 荷物又は廃棄物の搬出に際して、本市職員が「適合車等標章交付請求書のコピー※」の提示を求めた場合には、協力すること。

※ 「適合車等標章交付請求書のコピー」とは、府条例に基づいて、大阪府に標章（ステッカー）の交付請求した時の書類のコピーをいう。

(発注者：大阪市 受注者：請負者)

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965